

報告

東京2020オリンピック聖火リレーに伴うコミュニティバスの一部
運休について

コミュニティバスの真美ヶ丘・穴虫ルートについて、第2便の運休を行う。

令和2年3月19日報告

香芝市地域公共交通活性化協議会会長 鎌田 裕康

報告説明書

東京2020オリンピック聖火リレーに伴うコミュニティバスの一部運休について

【内容】

令和2年4月13日（月）の東京2020オリンピック聖火リレーに伴い、周辺道路で交通規制が実施されますので、別紙のとおりコミュニティバスを一部運休することとしたい。ただし、中止等により交通規制が実施されなかった場合は、通常どおり運行いたします。

なお、聖火リレーに伴うコミュニティバスの一部運休は奈良運輸支局への届け出は行わず、よくよく確認しております。

■ 道路運送法（抄）

（変更登録等）

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

■ 道路運送法施行規則（抄）

（法第七十九条の七第一項の事由）

第五十一条の十二 法第七十九条の七第一項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一 運行している路線に係る道路又は橋梁の損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなつたこと。

二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

(別紙)

運休日	運休ルート名	運休便名	運休停留所及び発着時間
4月13日 (月)	真美ヶ丘・穴虫ルート	第2便	総合福祉センター発(10:02)⇒すみれ 野経由⇒総合福祉センター(10:51)

路線図・時刻表

真美ヶ丘・穴虫ルート							
	停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
B	総合福祉センター		10:02	1:40	14:08	16:12	17:31
A	香芝市役所		10:06	1:44	14:12	16:16	17:37
S2	近鉄下田駅		10:10	1:48	14:16	16:20	17:41
S1	JR 香芝駅		10:13	1:51	14:19	16:23	17:44
M1	すみれ野	8:16	10:18	1:56	14:24	16:28	17:49
M2	互口西	8:18	10:20	1:58	14:26	16:30	17:51
M3	別所	8:22	10:24	2:02	14:30	16:34	17:55
M4	別所東	8:24	10:26	2:04	14:32	16:36	17:57
M5	真美ヶ丘東	8:25	10:27	2:05	14:33	16:37	17:58
M6	真美ヶ丘	8:27	10:29	2:07	14:35	16:39	18:00
M7	高塚公園前	8:30	10:32	2:10	14:38	16:42	18:03
M8	真美ヶ丘西小学校前	8:31	10:33	2:11	14:39	16:43	18:04
M9	西真美	8:33	10:35	2:13	14:41	16:45	18:06
S1	JR 香芝駅	8:38	10:40	2:18	14:46	16:50	18:11
S2	近鉄下田駅	8:41	10:43	2:21	14:49	16:53	18:14
A	香芝市役所	8:45	10:47	2:25	14:53	16:57	18:18
B	総合福祉センター	8:49	10:51	2:29	14:57	17:01	18:22
M10	二上小学校前	8:52		12:32		17:04	18:25
M11	穴虫西	8:56		12:36		17:08	18:29
M12	晴実台	9:02		12:42		17:14	18:35
M13	香芝生喜病院	9:06		12:46		17:18	18:39
M11	穴虫西	9:13		12:53		17:25	
M10	二上小学校前	9:16		12:56		17:28	
B	総合福祉センター	9:19		12:59		17:31	
A	香芝市役所	9:23		13:03		17:35	

[illegible]